## 14 観覧席

項目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備考
車いす使用 者用席 (幅・奥行) (床面)	<ul><li>(一) 観覧席を設ける場合にあっては、その1以上は、車いす使用者用の席であって次に定める構造のものであること。</li><li>(1) 1席当たりの幅は85cm以上であり、かつ、奥行きは110cm以上であること。</li><li>(2) 床は、水平であること。</li></ul>	
席までの通 路 (幅) (傾斜路・踊 場)	<ul><li>(二) 観覧席を有する居室の出入口から(一)に定める構造の車いす使用者用の席に至る通路のうち1以上は、次に定める構造であること。</li><li>(1) 幅は、内法が120cm以上であること。</li><li>(2) 高低差がある場合にあっては、3の項(四)の(1)から(5)までに定める構造の傾斜路が設けられていること。</li></ul>	・14ページ参照
表面の仕上	(三) (一)に定める構造の車いす使用者用の席の床および(二) に定める構造の通路の表面は、滑りにくい仕上げであること。	

## (設計上の参考)

- ・着脱式の客席を設け、車いす使用者が使用しないときは、一般客席として使用できる構造として もよい。(ただし、消防長の認定が必要。)
- ・難聴者のために磁気ループ、FM送受信装置などの集団補聴装置を、視力障がい者のために副音声 装置を設けるとよい。

## 車いす使用者用観覧席の例



